

露地園芸物価高騰緊急対策事業に係る運用について

令和7年3月10日
農 産 園 芸 課

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日農産園芸課）（以下、「交付要綱」という。）における、「露地園芸物価高騰緊急対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

農業用資材の価格高騰などにより影響を受ける露地園芸生産者への経営体質の強化支援や露地野菜の中核をなす加工・業務用だいこん、ほうれんそう生産者への負担軽減により、露地園芸産地の持続的な発展を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

（1）露地園芸経営体質強化支援事業

ア 補助対象経費

規模拡大又は園地整備による生産コスト低減に繋がる作業の効率化や省力化に資する機械の導入に要する経費

（ア）対象経費例

ホイールローダー、フォークリフト、乗用草刈機、ミニショベル等

（イ）留意点

- a 国庫事業の活用が困難な機械導入であること
- b 規模拡大又は園地整備による生産コスト低減効果が得られる機械導入であること

イ 補助上限額

（ア）野菜：1事業実施主体当たり2,000千円

（イ）果樹・花き：1事業実施主体当たり1,500千円

ウ 事業の優先採択基準

別添ポイント表に基づき、県農産園芸課での協議の上、優先採択するものとする。

（2）加工・業務用野菜作付支援事業

ア 補助対象経費

物価高騰により生産コストが上昇する中、コスト削減に取り組む、加工・業務用だいこん、ほうれんそう生産者に対する生産費の一部を支援

イ 補助上限額

（ア）だいこん15千円/10a

（イ）ほうれんそう10千円/10a

※ 予算額に対し要望額が多い場合は、標準単価の減額を行う。

4 事業実施等の手続き等

(1) 事業実施計画の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、事業計画書（交付要綱別記様式第1号その19は又19-2）を作成の上、露地園芸経営体質強化支援事業に係る計画書は、所管する西臼杵支庁又は農林振興局（以下、「支庁・振興局」という。）の長に提出し、加工・業務用野菜作付支援事業に係る計画書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

ただし、露地園芸経営体質強化支援事業に係る計画書であっても、複数の地域をまたぐ事業実施主体の場合は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

(2) 事業実施計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業計画書の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付にあたっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

事業実施主体は、令和8年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、露地園芸経営体質強化支援事業に係る実績書は、所管する支庁・振興局の長に提出し、加工・業務用野菜作付支援事業に係る実績書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。